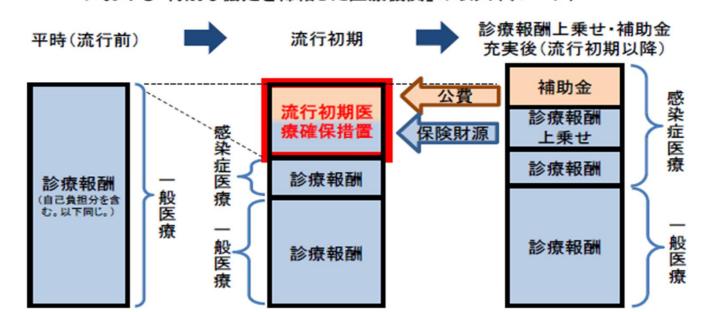
## 感染症に係る「流行初期医療確保措置」の基準の設定について

新型コロナ対応において、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、補助金等の十分な財政支援が整備されるまでの間に、初動対応等を行う医療機関の診療報酬収入の月額が、流行前の同じ月の額を下回った場合に、その差額を補填する「**流行初期医療確保措置**」が国において構築されました。

「流行初期医療確保措置」を受けるためには、県と医療機関とが特別な協定を締結する必要があり、当該措置 の対象となる基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌し、知事が定めることとされています。

> 平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降) における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



## 1 入院

(参考)

国金

参酌基準

ア 知事の要請があった日から起算して7日以内に実施すること

☞国補足:原則7日以内と定めることは、参酌の範囲内

イ 確保病床数が<u>**30 床</u>以上**であること</u>

☞国補足:地域の実情に応じて一定程度下回る基準とすることは可能

☞国補足:かかりつけ患者以外も対応すること

ウ 後方支援の医療の提供を行う医療機関と必要な連携を行うこと その他入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築すること

予防計画策定部会において「**7日以内に30床以上の確保は難しい」との意見**があったこと及び事前調査における **各医療機関の対応可能見込み**等を踏まえ、県基準を次のとおり設定することとしたい。

県

基準

(案)

ア知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施すること

イ 一般病床数の5%以上の病床を確保すること

但し、一般病床400床以上の病院は20床以上、

一般病床100床未満の病院は5床以上とする。

なお、感染症指定医療機関については、上記により算出した病床数から 感染症病床に相当する病床数を差し引く。

ウ 後方支援の医療の提供を行う医療機関と必要な連携を行うこと その他入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築すること

エ 地域住民の入院受入れを広く行うこと

## 2 発熱外来

(参考)

国参酌

基

準

ア 知事の要請があった日から起算して7日以内に実施すること

☞国補足:原則7日以内と定めることは、参酌の範囲内

イ 1日あたり<mark>20人以上</mark>診療すること

☞国補足:地域の実情に応じて一定程度下回る基準とすることは可能

(10人が下限の目安)

☞国補足:かかりつけ患者以外も対応すること



県全域での発熱外来の確保にあたっては、病院のみでなく診療所の協力が不可欠であり、 より多くの診療所において流行初期から感染症患者の診療を行っていただくため、国が示す下限の目安等を踏まえ、 県基準を次のとおり設定することとしたい。

県基準

ア 知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施

イ 病院は20人/日以上、診療所は10人/日以上の診療体制を整備すること

(案)

ウ 地域住民の外来診療を広く行うこと